

平成27年3月23日（月）
平成26年度 第9回
大阪府河川整備審議会

参考資料 6

〔平成27年1月8日
第3回大阪府土砂災害対策審議会 資料2〕

「今後の土砂災害対策の進め方」について

大阪府 都市整備部
河川室 河川環境課

土砂災害防止法の改正に伴う 基礎調査結果の公表等について

土砂災害防止法 改正の概要

改正案の概要

土砂災害の危険性のある区域の明示

- ① 基礎調査の結果の公表
- ② 基礎調査が適切に行われていない場合の是正要求

円滑な避難勧告等の発令に資する情報の提供

- ③ 土砂災害警戒情報の市町村への通知及び一般への周知
- ④ 避難勧告等の円滑な解除

避難体制の充実・強化

- ⑤ 市町村地域防災計画への避難場所、避難経路等の明示

国による援助

- ⑥ 国土交通大臣による助言、情報の提供等の援助に係る努力義務

《 検討項目 》

① 基礎調査の結果の公表

⇒ 基礎調査の結果が判明した時点で公表。加えて、基礎調査の着手時点においても公表

③ 土砂災害警戒情報の市町村への通知及び一般への周知

⇒ 土砂災害警戒情報を含めた防災気象情報のわかりやすい発信と、より効果的な周知方法について

- 平成26年11月12日 成立
- 平成26年11月19日 公布
- 平成27年 1月18日 施行（予定）

基礎調査に着手する箇所の公表（府の独自取組）

- 区域指定に向けた現地調査着手段階での調査箇所の公表により、できるだけ早く土砂災害リスクを周知
- 現地調査の結果、区域指定がされない箇所もありうる
- 住民の生命を守る観点から、災害のリスクを早く・広く公表し、「いざ」という時に自主的に避難行動をとれるようにすることを目指したもの

ホームページでの公表イメージ

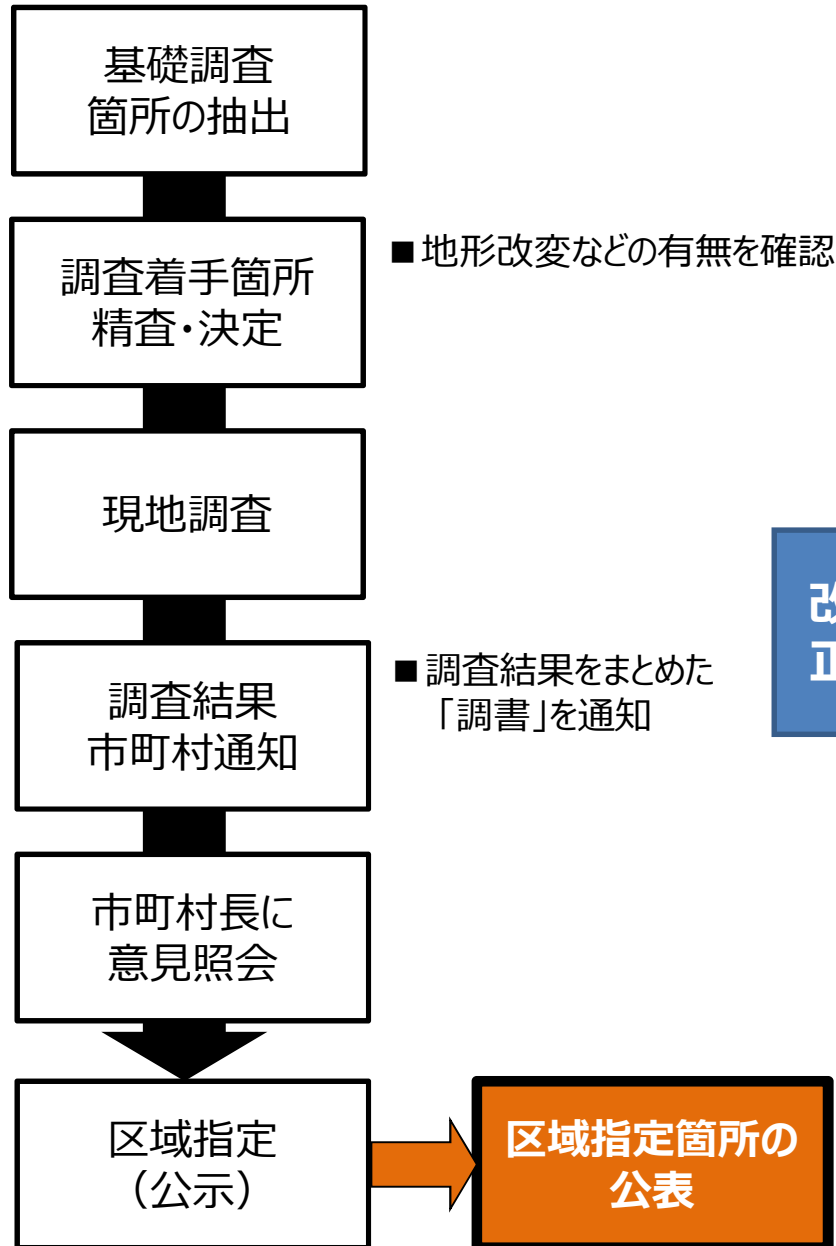
H 2 6 土砂災害危険箇所基礎調査実施箇所（〇〇市）

通し番号	基礎調査番号	危険箇所番号	市町村名	箇所名
1	K 123 4567 0		〇〇市	〇〇谷(1)
2	K 123 4568 0	12345678	〇〇市	〇〇谷(2)
3	K 123 4569 0	12345679	〇〇市	〇〇谷(3)
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・

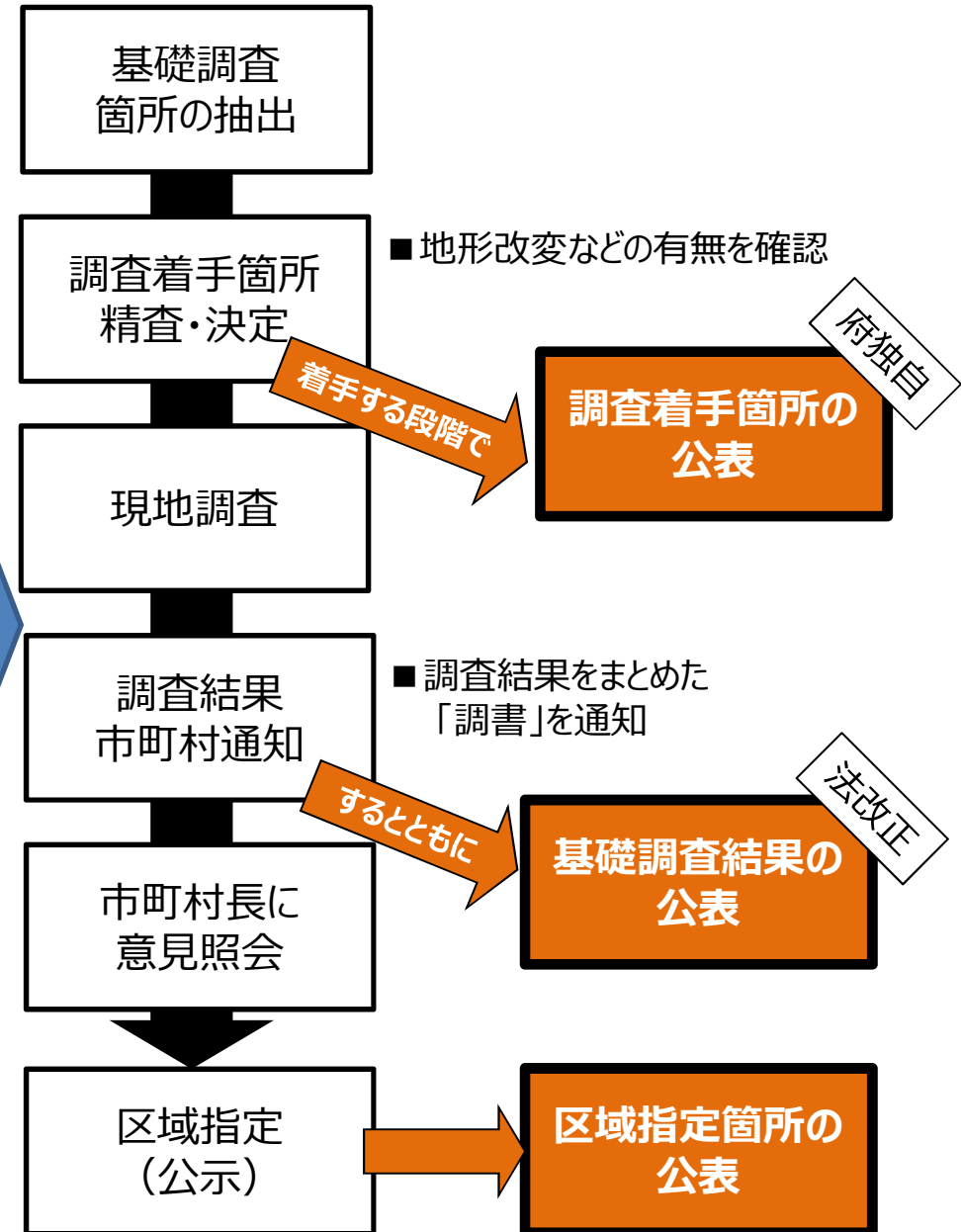
■ 大阪府トップページにリンクを追加することにより、リスク情報へのアクセス向上を図る

調査着手箇所・調査結果の公表の流れ

《 現行 》



《 今後 》



具体的な公表の方法

府独自

調査着手箇所の公表

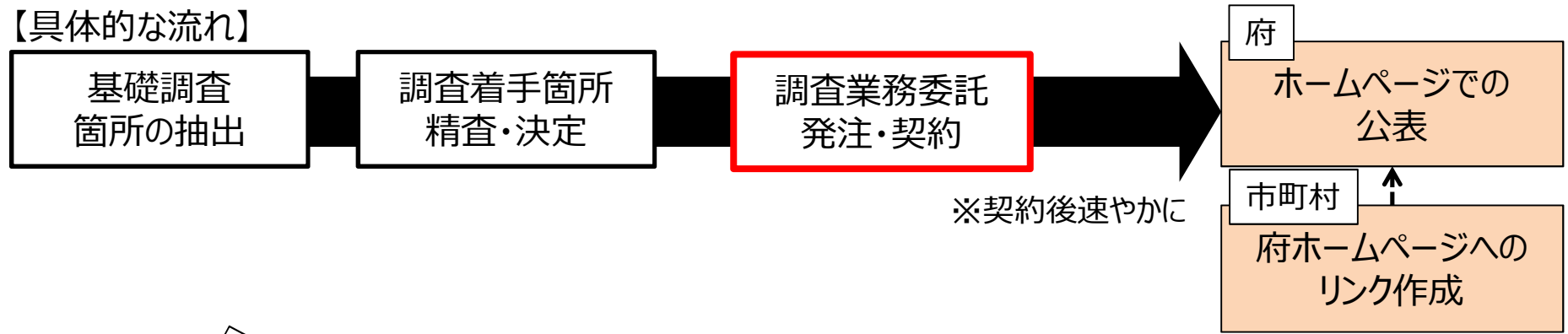
【公表の時期】

- 基礎調査に着手する箇所の精査が完了し、調査に着手する段階で、順次公表。

【公表の方法】

- 府ホームページでの公表。

【具体的な流れ】



法改正

基礎調査結果の公表

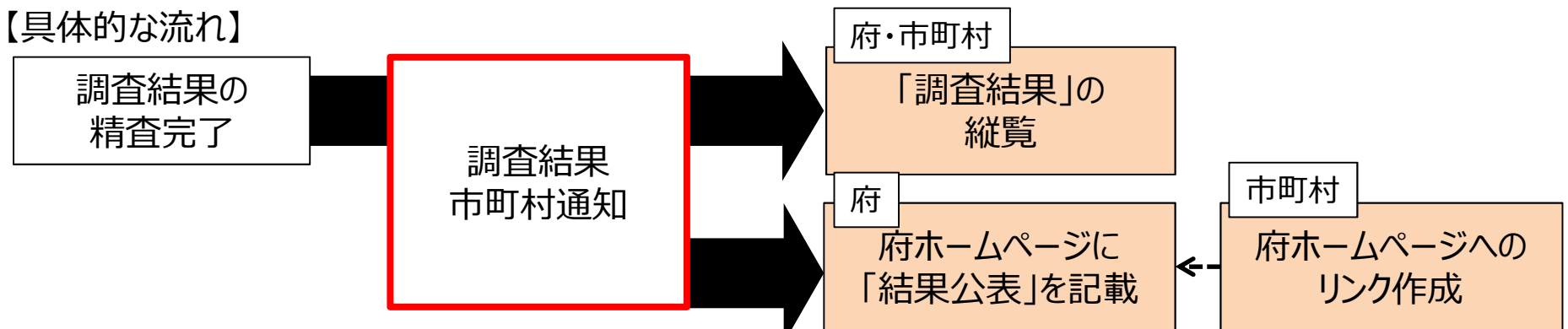
【公表の時期】

- 調査結果の市町村通知と同時に行う。

【公表の方法】

- 「警戒区域等を示した図面」の公表。
- 府及び市町村において、「調査結果」の縦覧。

【具体的な流れ】



土砂災害警戒情報と避難勧告について

■平成26年4月（内閣府）

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」改定

（9月より本格運用）


土砂災害警戒情報に関連する変更点

○「避難」に関する考え方をあらためて整理

- ・市町村が発令する避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本

○避難勧告等の判断基準を明確化

- ・土砂災害警戒情報：避難勧告の発令の判断材料



大阪府版「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」
および市町村が作成する「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の改定に向けて府と市町村で意見交換を実施中

- ・平成26年度中に大阪府版ガイドラインについて改正点を取りまとめ
- ・大阪府版ガイドラインの改正点を踏まえ、平成27年出水期までに市町村の運用を変更

土砂災害警戒情報と避難勧告について

■平成27年1月（国土交通省）

土砂災害防止法改正により土砂災害警戒情報を新たに法律上に明記

○土砂災害警戒情報の市町村への通知及び一般への周知

- ・避難勧告等の発令に資するため、土砂災害警戒情報について、新たに法律上に明記
- ・都道府県による関係市町村への通知および一般に周知することを義務化

現状においても実施

市町村への通知

- ・システムによる一斉配信と防災行政FAXによる通知・着信確認の実施

一般への周知

- ・テレビ、ラジオ等での緊急速報（テロップ等）
- ・登録メールによる配信

⇒より確実に、わかりやすい周知方法について引き続き検討

土砂災害警戒情報等の現状と課題

土砂災害警戒情報と避難勧告等の発令状況

	H25.9（台風18号）	H26年8月（台風11号）
土砂災害警戒情報の発表	30市町村	30市町村
避難勧告等の発令	8市町村	25市町村

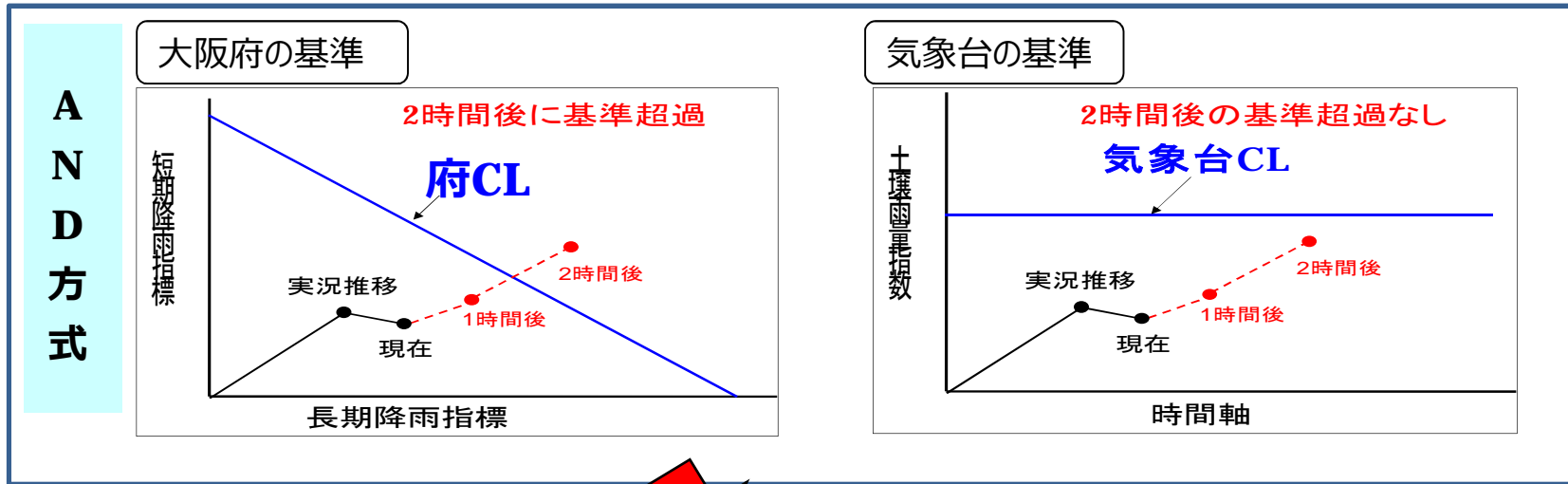
3倍

避難勧告などの発令に関する市町村の意見

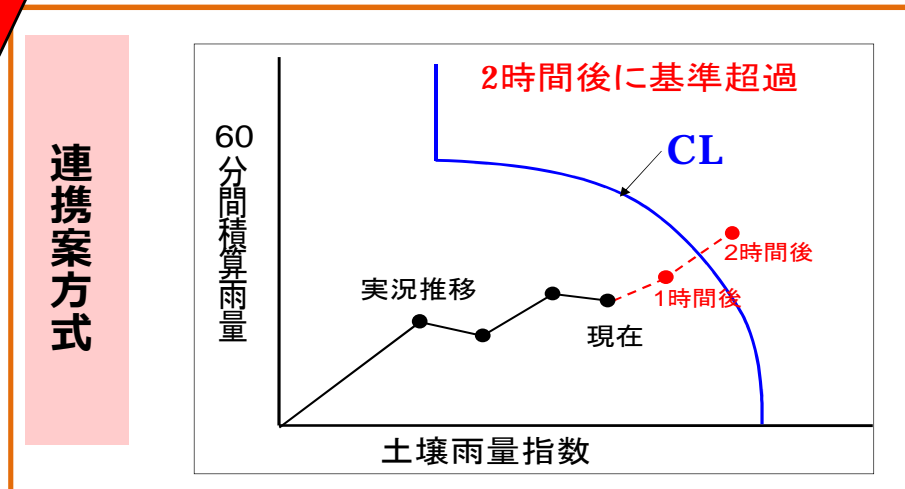
- 深夜のゲリラ豪雨等、避難路の安全が確認できない場合の対応方法。
- 頻繁に避難勧告等を発令し、それが空振りに終わることによる住民の避難行動意識低下を懸念。
- 避難準備・避難勧告等の頻発による人的・財政的負担の増大
- 避難勧告等の発令と同時に避難所開設が必要となるため、事前に目処をつけるための判断材料となる早期の情報提供
- 市町村全域の避難勧告でなく、地区を限定するなどの工夫ができないか。（広範囲になるため）
- 避難勧告発令の基準となる土砂災害警戒情報の精度向上

土砂災害警戒情報等の発表基準

国土交通省砂防部と気象庁予報部が推奨する連携案への移行を含めた基準の見直し



移行を検討



※気象庁により検討中の「防災気象情報のレベル化」にあわせて移行の方向

⇒基準の見直しに伴うシステム改修に併せた情報発信の改善についても検討

「防ぐ」：急傾斜地崩壊対策事業における
受益者負担金徴収制度の進め方について

急傾斜地対策事業における受益者負担金の徴収について

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」 （急傾斜地法）

都道府県の施行する急傾斜地崩壊防止工事 （第12条）

急傾斜地の所有者、管理者、占有者、被害を受けるおそれがある者が施行することが困難若しくは不相当と認められるものを施行するものとする。

受益者負担金 （第23条）

都道府県は、都道府県営工事により著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、都道府県営工事に要する**費用の一部を負担**させることができる。

前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、**都道府県の条例で定める**。

- 「補助基本額」は、受益者負担金又は市町村分担金を考慮し事業費から当該相当額を考慮した額とする。 （S42.10.25 建設省河川局長通知）

国	大阪府	受益者負担金相当額
40% (45%) <47.5%>	40% (45%) <47.5%>	20% (10%) <5%>
補助基本額（国：1/2、府：1/2）		受益者負担相当額

⇒大阪府ではこれまで受益者負担分を府費で全額負担

受益者負担金徴収条例について

《方針》

「急傾斜地崩壊対策事業受益者負担金に関する標準条例案」※を基本とする

※全国地すべりがけ崩れ対策協議会受益者負担金制度研究会により作成（平成3年度）

○条例において規定する内容（標準条例案）

条文	内容
第1条（趣旨）	
第2条（受益者）	徴収を受ける者の定義
第3条（負担金の総額）	大阪府が徴収する金額
第4条（各受益者の負担金の額）	各受益者の負担額の決定
第5条（負担金の賦課及び徴収）	受益者に対する賦課 納付期日等の規定
第6条（負担金の免除及び減免）	受益者の負担の免除規定
第7条（受益者に変更があった場合の取扱い）	地位の承継
第8条（延滞金）	延滞金の徴収
第9条（委任）	その他必要な事項

モデル地区における検討

モデル地区において新たな事業スキームでの進め方を市町村と共に検討

【具体的な検討内容】

- 「受益者の範囲」 … 斜面所有者 + 上下一列目の人家
事業の対象となる保全人家 等
- 「各受益者が負担する負担金の額」 … 斜面所有者 $1/2$ 、上下所有者各 $1/4$
均等割り
間口延長の割合による按分 等
- 「市町村との連携のあり方」 … 市町村による受益者への助成
調整・取りまとめにおける協力 等

⇒地域の特性、市町村の政策等により事業スキームが
異なってくるため、条例で一律に定めることは困難

モデル地区での事例を踏まえ、引き続き条例の内容・運用方法について検討